

2512
略

(甲) (イ)	○ 略	(乙) (イ)	(イ)
○ 略	○ 第八条の三の認定書の写し	○ 略	(イ)

第一條の三
略一・二
略

現行

(傍線部分は改正部分)

(確認申請書の様式)

○ 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) (抄)

第一條の三
略一・二
略

(甲) (イ)	(イ)
○ 略	(イ)

第三 略		第四 略		第三 略		第四 略	
異形鉄筋	丸鋼	レス鋼	鋼材	構造用	ステンレス	鋼材	構造用
	丸鋼	レス鋼	鋼材	構造用	ステンレス	鋼材	構造用
SR1三五	SDR1三五	SUS304A	SUS316A	SCW490CF	SCW480	SCW480	SCW410
SDR1三五	SDR1三五	SUS304NIA	SUS316A	SCW480CF	SCW480	SCW480	SCW410
SD1九五A	SD1九五B	SD1九五A	SD1九五B	SD1九五A	SD1九五B	SD1九五A	SD1九五B
SD1九五	SD1九五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五
SD三九〇	SD三九〇	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五
SD三九〇	SD三九〇	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五
三九〇	三九〇	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五
三九〇	三九〇	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五
三九〇	三九〇	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
三九〇	三九〇	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五
三九〇	三九〇	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
三九〇	三九〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
三九〇	三九〇	三一五	三一五	三一五	三一五	三一五	三一五

第三 略		第四 略		第三 略		第四 略	
異形鉄筋	丸鋼	レス鋼	鋼材	構造用	ステンレス	鋼材	構造用
	丸鋼	レス鋼	鋼材	構造用	ステンレス	鋼材	構造用
SR1三五	SDR1三五	SUS304A	SUS316A	SCW490CF	SCW480	SCW480	SCW410
SDR1三五	SDR1三五	SUS304NIA	SUS316A	SCW480CF	SCW480	SCW480	SCW410
SD1九五A	SD1九五B	SD1九五A	SD1九五B	SD1九五A	SD1九五B	SD1九五A	SD1九五B
SD1九五	SD1九五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五
SD三九〇	SD三九〇	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五
SD三九〇	SD三九〇	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五	SDR1三五
三九〇	三九〇	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五
三九〇	三九〇	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五
三九〇	三九〇	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
三九〇	三九〇	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五
三九〇	三九〇	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
三九〇	三九〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五

第八条の三 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に機造用合板その他これに類するものを打ち附けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造は、国土交通大臣が定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

別表第二（第十一条の二の三関係）

第一条の三第一項本文の認定に係る評価	略	(イ)	
(備考) 略	百四十万円	略	(ア)

別表第二（第十一条の二の三関係）

第一条の三第一項本文の認定に係る評価	略	(イ)	
(備考) 略	略	略	(ア)

○ 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定性能評価機関に係る指定の区分）	（指定性能評価機関に係る指定の区分）
第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。	第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。
一～二十三 略	一～二十三 略
二十四 施行規則第八条の三の認定に係る性能評価を行う者としての指定	（性能評価の方法）
第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。	第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。
一～三 略	一～三 略
四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからへまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。	四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからへまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。
イ～ホ 略	イ～ホ 略
ヘ 令第四十六条第四項の表一の八項又は施行規則第八条の三の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法	ヘ 令第四十六条第四項の表一の八項の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法
(イ) 略	(イ) 略